

◇提出する申請書類◇

令和8年4月更新

助成の種類	耐震診断		容易な耐震診断		補強設計等		耐震改修工事			除却工事		建替え工事			耐震シェルター等設置工事	
	承認	完了	承認	完了	承認	完了	承認	着手	完了	承認	完了	承認	着手	完了	承認	完了
申請書類																
第1号様式 「助成対象承認申請書」	○				○		○					○			○	
第2号様式 「助成対象承認申請書」 (容易な耐震診断・除却工事に用)			○								○					
建物登記簿の全部事項証明書	○		○		○		○			○		○				○
土地登記簿の全部事項証明書												○				
公図の写し												○				
申請者等の住民票(世帯全員・本籍地含)	○		○		○		○			○		○				○
戸籍謄本等(申請者の親族等の確認)	○		○		○		○			○		○				○
住戸居住者全員の所得を確認できる書類 (長屋や共同住宅の場合、申請者が居住する住戸)																○
★委任状(①書類の提出等に関する委任、②③④助成手続き・助成金受領に関する委任)																
①代理人が書類を提出する場合 【申請者から代理人へ】	○		○		○		○			○		○			○	
②申請者以外の建物所有者がいる場合 【建物共有者から申請者へ】	○		○		○		○			○						○
③申請者が建物所有者でない場合 【建物所有者から申請者へ】																
④申請者以外の建築主がいる場合 【他の建築主から申請者へ】												○				
★承諾書(①②③④工事を行うことに関する承諾)																
①申請者以外の建物所有者がいる場合 【建物共有者から申請者へ】									○		○					○
②申請者が建物所有者でない場合 【建物所有者から申請者へ】																
③申請者以外の土地所有者がいる場合 【土地共有者から申請者へ】														○		
④申請者が土地所有者でない場合 【土地所有者から申請者へ】																
★委任払い承諾書 (受注者へ委任払いを希望する場合のみ必要)	○		○		○		○			○		○				○
借地契約書の写し(借地の場合)												○				
案内図	○		○		○		○			○		○				○
(既存)建物図面(配置図、平面図、面積表)	○				○		○									○
見積書の写し(業者印付)	○		○		○		○			○		○				○
(既存)建物の写真	○		○		○		○			○		○				○
耐震診断の結果の写し※					○		○			○		○				○
補強設計等の結果の写し※									○							
入居予定者の名簿												○				
(新築)建物設計図書(配置図、平面図、立面図、 建物の耐火性能、省エネ性能が分かる書類)												○				
消費税の仕入税額控除確認書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第5号様式 「報告書(事業の着手)」									○				○			
契約書の写し		○		○		○			○		○		○			○
工程表									○				○			
工事着手写真													○			
建替え後の建物の建築確認済証及び 建築確認申請書(第一面～第六面)の写し							△	△					○			
建替え後の建物の省エネ基準適合を示す書類													○			
第8号様式 「助成金交付申請書兼実績報告書」	○		○		○		○			○		○			○	○
領収証の写し(収入印紙付)		○		○		○			○		○				○	○
もしくは、請求書の写し		○		○		○			○		○				○	○
結果の写し※		○		○		○			○		○				○	○
建替え後の建物の検査済証の写し															○	
世帯全員の住民票(新築建物に入居後の日付)															○	
第10号様式 「助成金交付請求書」		○		○		○			○		○				○	○
口座振替依頼書		○		○		○			○		○				○	○

・ 上記の他、区長が認める書類 △：改修工事内容に伴い、対象となる場合は提出すること

★：要押印

※「結果の写し」については、裏面へ

◇結果の写し 提出物◇

！！重要！！

結果の写しとして挙げている書類を用意できない場合、助成金が支払われない可能性があります。

— 「◇提出する申請書類◇」における添付書類の「結果の写し」は、以下の書類です。 —

■ 耐震診断・容易な耐震診断

- ① 耐震診断計算書又は容易な耐震診断調査票の写し
- ② 診断時に撮影した調査箇所の写真 *撮影年月日入り
- ③ 撮影した写真の位置図（現況平面図）

■ 補強設計等

- ① 耐震補強設計計算書の写し
 - ② 耐震補強計画図
 - ③ 標準施工図
 - ④ 使用する金物の一覧 又は カタログ
 - ⑤ 耐震改修工事の概算見積書
- ※ 特殊工法を使用する場合
特殊工法の仕様書、有効期限が分かる証明書、
特殊工法の標準施工図

※特殊工法とは、東京都発行の「安価で信頼できる木造住宅の『耐震改修工法・装置』の事例紹介」の耐震改修工法部門に公表されている製品、または、一般財団法人日本建築防災協会／国土交通大臣指定耐震改修支援センター発行の「住宅等防災技術評価制度で評価された技術：木造住宅の耐震補強工事技術のご紹介」に公表されている製品を利用した工事のことを指します。

■ 耐震改修工事

補強箇所の写真（全箇所） *撮影年月日入り

➢ 写真撮影箇所やまとめ方は「耐震補強工事 注意事項」を参照

- ※ 工事中、補強計画に変更が生じた場合
変更後の耐震補強設計計算書、変更後の耐震補強計画図

※工事金額の変更が生じた場合は、**報告書（金額の変更）**にて変更後の見積書を添付して報告を行ってください。

■ 耐震シェルター等設置工事

耐震シェルター設置工事の施工前、施工中、施工後の写真 *撮影年月日入り

➢ 床工事があれば床工事の写真を含む

■ 除却工事

対象建築物が除却されたことが分かる、更地の写真 *撮影年月日入り

➢ 対象建築物の両側の建物も写るように

■ 建替え工事 *撮影年月日入り

- ① 新築された建築物の全体写真
➢ 対象建築物の両側の建物も写るように
- ② 建築物の外壁の仕上面が隣地境界線から 50cm 以上離れていることが確認できる写真
➢ メジャーをあて、離れの寸法が分かるように近景と測定箇所が分かるように中遠景
- ③ 2 項道路に接している場合、後退整備をしていることが確認できる写真
➢ 後退ラインの表示物（L型・縁石）が分かるように
➢ メジャーをあて、中心線から 2 m 後退していることが分かるように（近景・中遠景）

◇耐震改修工事 注意事項◇

！！重要！！
承認通知前の契約行為は、助成対象になりません！

◎ 補強設計図は計算により建物のバランスを含め設計されています。補強設計図に記載されていないことは原則行わないで下さい。施工中に、基礎・柱等がなかった又は腐っていた、筋違の向き・数を変える等、問題が発生すると思いますが、問題・疑問が生じた場合は、補強設計を行なった設計士に問い合わせしていただき、指示に従って下さい。

※ 工事中に工事内容の変更があった場合、変更図面及び補強報告書(計算書)の提出の必要があります。また、内容によっては報告書(金額の変更)の提出が必要となる可能性があり、その場合、変更契約書(追加契約書)、それに伴う領収書、変更図面、補強報告書(計算書)等が必要となります。

◎ 写真の注意点

写真は完了申請時に提出していただきます。以下のとおり、工事部分1箇所ごとに細かく多めに撮っておいて下さい。

※ 最初に金物の材料写真を撮って下さい。

※ 補強箇所はすべて撮って下さい。

※ 軸組を新たに作った場合は、その仕口の取付方法が分かるように写真を撮ってください。(受け金物、ほぞ、釘止めなど)

※ 完了申請時に補強金物の施工写真が全箇所必要となります。

また、ホールダウンを施工する場合、ケミカルアンカー施工時の写真や上部止め金物の取付写真も必要です。

※ 基礎の新設・増し打ちがある場合、配筋状況、配筋の径、ピッチが分かるように写真を撮ってください。

写真の整理方法

- ・写真内又は工事用黒板に、日付を必ず入れて下さい。
- ・原則、A4の普通紙に、縦に3枚でプリントして下さい。見えづらい場合は、データ(メール送付・CD-R持参)にて、又は写真用紙で提出して下さい。
- ・写真の位置が分かる平面図(写真位置図)を添付して下さい。
- ・写真の撮り方及び並べ方は、工事部分1箇所ごとにまとめて下さい。

- | | | |
|-------------------------------|-----|----------------------------|
| 1 壁を壊す前(荷物がある場合は無い状態で撮影) | ・ ・ | 1枚 |
| 2 壁だけを壊した状態 | ・ ・ | 1枚 |
| 3 筋違・金物等で補強した状態 | ・ ・ | 基本：上部半分1枚、下部半分1枚+ α |
| 4 受け材を設置した状態 | ・ ・ | 1枚 |
| 5 構造用合板を貼った状態(構造用合板を使用する場所のみ) | ・ ・ | 1枚 |
| 6 クロス等施工後の完了写真(荷物を置く前) | ・ ・ | 1枚 |

- ・写真の右側には撮った場所や内容のコメントを記載して下さい。(裏面参照)

◎ 中間検査

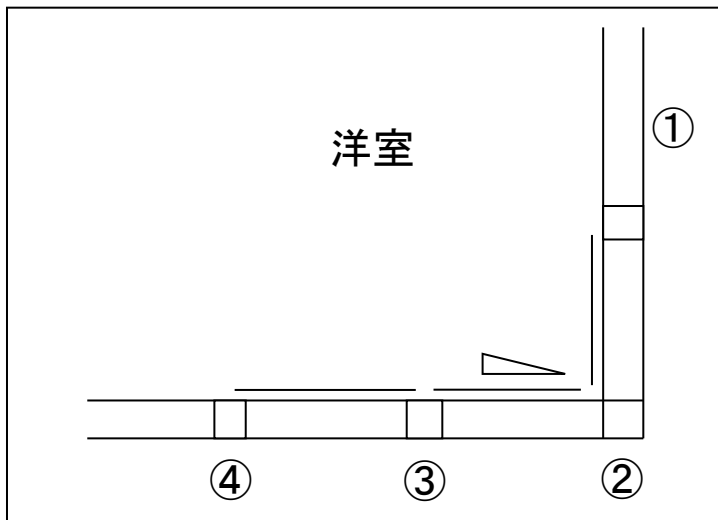
原則、水曜日の午後に、上記3 筋違・金物等で補強した状態の一番早い施工箇所の現場検査を行います。

(報告書(事業の着手)提出時に、中間検査の予約を受け付けます。)

お問合せ

板橋区 都市整備部 建築安全課 建築耐震係 電話:03-3579-2554

写真位置図



工事図面を、写真位置図として添付して下さい。
左図のように、補強箇所の柱に番号を付けて、以下のとおり、写真を整理して下さい。

写真の撮り方・並べ方

写真

※日付を写真機能又は工事用黒板等で必ず入れて下さい。

2015/04/01

写真

2015/04/01

・1階洋室①-③間 解体前

・1階洋室①-③間 解体後

・1階洋室①-③間 補強後

・1階洋室① 柱頭金物

・1階洋室① 柱脚金物

—他の部分も同様—

・1階洋室②-③間

筋違・筋違プレート

・1階洋室①-②間

構造用合板受け材施工後

・1階洋室①-②間

構造用合板施工後

・1階洋室①-③間

仕上げ完了

・1階洋室③-④間 解体前